

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	法令番号	平成 1 4 年法律第 8 8 号		
手続名	特定猟具使用制限区域内での銃猟の承認	根拠条項	第 3 5 条第 3 項		
審 査 基 準	<p>【特定猟具使用制限区域内での銃猟の承認基準】(鳥獣保護法第 35 条第 6 項及び施行規則第 43 条)</p> <p>銃器を特定猟具の種類として指定された特定猟具使用制限区域については、当該区域の面積をヘクタールで表した場合の数値を 2 0 で除して得た数とする。</p> <p>ただし、見通しがきかない場所がない特定猟具使用制限区域にあっては、ヘクタールで表した場合の数値を 1 0 で除して得た数とする。</p>				
受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課
		標準処理期間		1 4 日	目次
		標準経由期間		日	1 7 5